議案第３４号

渋谷区地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年６月３日

渋谷区長　　長　谷　部　　健

渋谷区地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

渋谷区地域包括支援センター条例（平成２８年渋谷区条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第３条中第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

⑺　子ども及びその保護者等の相談支援に係る関係機関との連携及び調整に関すること。

第５条中「午後７時」を「午後６時」に改める。

第６条第６号中「前各号」を「第１号から第４号まで及び前号」に改め、同号を同条第７号とし、同条中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

⑸　区内に住所を有する子ども及びその保護者等

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

（説明）

地域包括支援センターにおいて行う事業の追加等を行うため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。